

スチュワードシップ活動報告（2017年度）

当社は、2014年8月、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の主旨に賛同し受入れを表明しており、日本版スチュワードシップ・コードに関する方針を定めました。当該方針に則り実施した2017年度における議決権行使結果と対話活動の結果、およびスチュワードシップ責任を果たすために行った活動の評価をお知らせします。

なお、当社は国内上場株式の運用の大半を運用会社へ委託しています。

1. 議決権行使結果

当社の保有する日本株式について、2017年7月から2018年6月末までに開催された株主総会において下記のとおり議決権を行使しましたのでお知らせ致します。

(1) 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

議案		件数	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	813	797	16	0	0
	監査役の選解任	77	66	11	0	0
	会計監査人の選解任	0	0	0	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬	38	37	1	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	3	3	0	0	0
資本政策に関する議案	剰余金処分案等	59	58	1	0	0
	組織再編関連	1	1	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0
	その他資本政策に関する議案	0	0	0	0	0
定款に関する議案		22	21	1	0	0
その他会社提案		3	3	0	0	0
合計		1,016	986	30	0	0

(2) 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	件数	賛成	反対	棄権	白紙委任
合計	15	6	9	0	0

取締役選任、監査役選任の複数候補者の選任においては、個別に賛成反対を集計しています。

(3) 個別の投資先企業および議案ごとの議決権行使結果

別紙の議決権行使結果の個別開示（2017年7月～2018年6月）をご参照ください。

(4) 主な反対事例

- 剰余金処分案において、潤沢なキャッシュポジションを有し、有利子負債がない状況にもかかわらず、買収も行わず、配当性向が低く、自社株買いも実施しない会社に対して、株主還元強化を促すため反対した。
- 取締役選任議案において、低ROEの会社に対し代表取締役の再任に反対した。
- 取締役選任議案において、導入や再認に株主の承認を要しない恒久的な買収防衛策を採用している会社に対し代表取締役の再任に反対した。
- 監査役選任議案において、独立性基準を満たさない候補者に反対した。
- 取締役の報酬等改定において、改定後の報酬額が過大な点や報酬委員会が設置されておらず報酬額決定の実務に透明性が欠けていることから反対した。
- 取締役選任議案において、社外取締役の人数が1名とコーポレートガバナンスコードが推奨する2名以上ではなく、かつ候補者が独立性基準を満たさない会社に対し、代表取締役の再任に反対した。

2. 対話活動の結果

当社は投資先企業の企業価値の増大、持続的成長を促すための対話を行い、当社への中長期的なリターン拡大につなげて、保険契約者に対する確実な保険金等のお支払いを支えていく方針です。2017年度においては、主に以下の観点から、運用委託先を通じて投資先企業と対話を実施しました。

対話の種類	件数
状況把握に関する対話	165 件
資産効率に関する対話	118 件
ガバナンスに関する対話	37 件
株主還元に対する対話	131 件
総対話数（※1度の訪問で複数種類の対話を含む）	451 件

<主な対話内容>

今期も資本効率の向上は大きなテーマの一つでした。業績が堅調で自己資本比率の高い企業と株主還元のあり方についての対話を行いました。多くの企業が増配ないし自社株買いを実施しましたが、各企業におけるステークホルダー間での分配の議論はより精緻になっています。一方で、ROEが低迷する企業とは、現状や課題、収益力の向上策について議論を交わしました。

変化する事業環境に対する企業の経営方針や重点テーマなどを伺い、中期経営計画の妥当性や今後の戦略について意見交換を行いました。

また、新規工場建設などの設備投資や研究開発の状況などについても十分な説明を受け、将来的な成長や利益貢献に繋がることを確認し、リターンの向上に繋げました。

前期以降、社外取締役ないし社外監査役を選任する企業が増加し、取締役会に対する客観性や役割について伺っていますが、加えて取締役会の構成や機能についても確認しています。

また、ESGへの対応の体制拡充を図る企業も増加しており、ダイバーシティの観点から女性の管理職や役員登用への取組状況や就労環境の整備などについてお話を伺いました。

持続的成長の観点から、事業リスクについての対話も数多くありました。特に法制度変更は企業への影響も大きく、対応の時間軸も長く、また収益機会ともなる可能性があることからきめ細かなフォローを行ないました。

不祥事があった企業に対しては当該事象の原因と再発防止策を伺い、リスク管理体制の強化が図られたことを確認しました。

3. スチュワードシップ責任を果たすために行った活動の評価

当社は、国内株式の運用の大半を外部に委託しています。

そのため、当社は委託先が投資先企業との対話および議決権行使を通じて、投資先企業の企業価値の増大、持続的成長を促し、最終的に当社のお客さまの利益となるようスチュワードシップ責任を果たすために行った活動を確認し適切であると評価しています。

以上